【チェック表B】:住宅の用途が共同住宅(マンション・アパート)又は寄宿舎の場合 (該当の□欄に✔) □共同住宅 □寄宿舎 住戸 住戸 住戸 住戸 住戸 区分 備考 D Ε 階段 В C 階段 D 住戶 住戸 共用 住戸 住戸 共用 共用 共用 共用 廊下 R 市市 公所, 食量 届出前に 区役所建築課へ 告示第一·第二第一号 手引き p.4,p.6 所定の書類の 宿泊室(宿泊者が就寝する室)の床面積の合計が50㎡以下で 提出等が必要★ 家主が不在とならない(一時的な不在を除く) 1 ★: 宿泊者の安全の Yes No 確保を図るために必 要な措置について、 □チェック終了 □2へ あらかじめ建物に詳し い建築士や施工業者 と相談・確認を行い、 その内容を明示した 住宅の図面等を添付 し、区役所建築課へ 提出してください。 告示第一 手引き p.4,p.5 全宿泊室及びその宿泊室から地上(共同住宅の場合は住戸の出口) .□詳細チェック表B No への廊下等の通路の全てに非常用照明器具を設ける 4^ ただし、下表の要件に該当する部分には設置しないことができる 部分 設置しないことができる要件 次のいずれかに該当すること -室当たり 2 □ 地上への出口がある(避難階に限る) 床面積30㎡ □ 地上への廊下等の通路に原則として非常用照 以下の居室 明装置が設けられている Yes ! □3~ 告示第二第一号 手引き p.6 □詳細チェック表B Yes 複数の宿泊室に複数のグループを同時に宿泊させる 5~ 3 No □チェック終了 ○ チェック終了に至らない 場合は、必要となる安全 措置が講じられていないこ とになります。

告示: 平成29年11月28日国土交通省告示第 1109 号「非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件」

手引き p.〇〇: 国土交通省住宅局建築指導課「民泊の安全措置の手引き」掲載ページ